

会員センターのみなさまへ

全国地域包括・在介協からのご案内 2020. 11. 30

全国地域包括・在介協からのお知らせ

I. 「地域包括支援センター業務の質の向上のためのチェックシート」Vol.3 を発行

平成 29 年の改正介護保険法により、地域包括支援センターに事業の自己評価と質の向上を図ることが義務付けられるとともに、市町村には地域包括支援センターの事業の実施状況の評価および必要に応じた対応が義務付けられました。

本会では、国の評価指標に示された各種事業の実施率を高めるだけでなく、その質を高めることが地域包括支援センターの機能強化、さらには各地の地域包括ケアシステムの推進につながるを考え、地域包括支援センターが質の向上に向け、現状を確認しつつ、ステップアップをめざす取り組みを行うためのチェックシートを作成しています。

このたび、「地域ケア会議を活かして、安心して住みやすい地域を実現するために」をテーマとした Vol.3 をとりまとめましたので、ぜひご活用ください。

地域包括支援センター業務の質の向上のためのチェックシート
Vol. 1～自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行うために～ (平成 30 年 10 月)
Vol. 2～利用者に効果的なケアマネジメントを実現するための環境整備と個別支援～ (平成 31 年 3 月)
Vol. 3～地域ケア会議を活かして、安心して住みやすい地域を実現するために～ (令和 2 年 10 月)

Vol.3 では、地域ケア会議に関連する国の評価指標を達成することにとどまらず、地域ケア会議を有効活用し、地域包括ケアシステムを実現するために取り組むべき項目について整理しています。各項目について、センター職員で話し合いながら、センターの役割、事業の本質等を振り返りつつ、各センターにおける質の向上に、ぜひご活用ください。

全国地域包括・在介協 ※各チェックシートは、会員専用ページからダウンロードできます。

<http://www.zaikaikyo.gr.jp/>

II. 会報誌「ネットワーク」158号のご案内

本会では、会員センターを対象に会報誌「ネットワーク」を年6回発行しており、このたび 158号を発行いたしました。

本号では、「介護保険制度はどう変わる～2020 年法改正とこれまでの歩み」と題し、2020年法改正の概要と地域包括支援センターに関わるポイントについて理解を深めるとともに、介護保険制度創設 20 年という節目を迎えたなか、介護保険のこれまでの振り返り、今後の介護保険制度について考えることを目的とした特集を組んでいます。本会ホームページ（会員専用ページ）にも掲載しておりますので、ぜひご高覧ください。



【会報誌「ネットワーク」158号 目次】	
《巻頭企画》	センター×救護施設＝よりよい地域をめざして 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援のために
《特集》	介護保険制度はどう変わる～2020年法改正とこれまでの歩み (寄稿) 次期制度改正の動向～介護保険制度創設 20年を迎えて
《連載①》	日本縦断 センター職員の汗と涙のエピソード
《連載②》	都道府県・指定都市協議会 活動報告（青森県協議会／大分県協議会）
	全国地域包括・在介協からのお知らせ

全国地域包括・在介協 ※会報誌「ネットワーク」は、会員専用ページからダウンロードできます。
<http://www.zaikaikyo.gr.jp/>

制度・施策等の動向

III. 厚生労働省「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」 (令和2年11月9日)

令和2年11月9日、厚生労働省は「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」の事務連絡を発出しました。

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、平成 27 年4月からの第6期介護保険事業計画において、原則として任意事業の対象外とした上で、平成 26 年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとされていました。

さらに、平成 30 年4月からの第7期介護保険事業計画における介護用品の支給に係る事業の取扱いに関し、原則として任意事業の対象外としつつ、「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件とされてきました。これらの経緯を踏まえ、任意事業における介護用品の支給について、令和3年4月からの第8期介護保険事業計画期間において、下記のとおり取り扱うこととされます。

対象市町村	平成 26 年度に当該事業を実施している市町村であって、第7期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村
対象期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日(第 8 期介護保険事業計画期間)
支給要件	<p>(1)本人課税(第6～9段階)の新規・既存利用者については、対象外。 本人非課税・世帯員課税(第4～5段階)の新規・既存利用者については、年間6万円の支給上限</p> <p>(2)新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給。 具体的には、以下の方法により必要性を個別判断。ただし、要介護4以上の者については、必要な者に該当。</p> <p>① 市町村職員は、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする(※)。 ※例外的な取扱いとして、認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、別途必要性が認められる者についても対象とする。</p> <p>② 要介護認定を受けていない者からの申請や、介護用品の支給申請時点において要介護認定時の状態から変化しており認定調査票では必要性が確認できない場合(状態が改善し必要性に疑義が生じる者や、認定調査票の項目には該当していなかったがその後状態が変化し必要性があると考えられる者など)については、市町村職員は、認定調査と同様の方法で必要性を確認する。確認に際しては、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に依頼することも可能。</p>
留意事項	実施市町村においては、上記取扱いが、任意事業における介護用品の支給が第8期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、地域包括支援センターの運営等、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き十分に検討されたい。

厚生労働省介護保険最新情報 Vol.887

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/files/documents/2020/1109104122738/ksvol.887.pdf>

IV. 消費者庁「高齢者の入浴中の事故に関する注意喚起」(令和2年11月19日)

令和2年11月19日、消費者庁は「高齢者の入浴中の事故に関する注意喚起」を公表しました。

厚生労働省の「人口動態調査」によると、高齢者の「不慮の溺死及び溺水」による死亡者数は高い水準で推移しており、近年では「交通事故」による死亡者数よりも多くなっています。発生場所としては、家や居住施設の浴槽における事故が多く、11月～4月の冬季を中心に多く発生しています。

事故を防ぐためには、高齢者本人だけでなく、家族の方など周りの方も一緒になって入浴習慣を見直すことが大切です。これから冬にかけて、家の中でも冷え込みや温度差が生じやすく、事故が起りやすい季節です。この機会に、安全に入浴するための以下の点について確認しておきましょう。

- (1)入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。
- (2)湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。
- (3)浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- (4)食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避けましょう。
- (5)入浴する前に同居者に一声掛けて、意識してもらいましょう。

詳細は、別添資料をご参照ください。

消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_042/

新型コロナウイルス関連

V. 厚生労働省「高齢者施設等の重点的な検査の徹底について(要請)」(令和2年11月19日)

令和2年11月19日、厚生労働省は、新型コロナウイルスの新規陽性者数の増加傾向が顕著になっており、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生していること等を踏まえ、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底を都道府県等に要請する事務連絡「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について(要請)」を発出しました。

1. 高齢者施設等での検査の徹底

(1) 高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に関するQ&A(第2版)(令和2年7月28日)等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口の情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

なお、高齢者施設等への重点的な検査に関連して、全社協政策委員会(本会から浜野修制度・政策委員長が参画)では、令和2年8月27日、厚生労働大臣宛に提出した「社会福祉施設・事業所従事者への新型コロナウイルスワクチン優先接種等にかかる緊急要望」の中で、①すべての社会福祉施設・事業所の中の従事者を新型コロナワクチンの優先接種の対象とすること、②社会福祉施設・事業所の関係者全員が優先的にPCR検査を受けられるように徹底することを要望しています。

厚生労働省 高齢者施設等の重点的な検査の徹底について(要請)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf>

VI. 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給について

令和2年6月19日、厚生労働省は、令和2年度第2次補正予算で拡充された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)」の実施要綱を発出し、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続してサービスを提供することが必要な業務であること等、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して慰労金を給付することとしています。

厚生労働省は、未だ慰労金を受領されていない方がたがおられることから、本会も含む各介護保険関係団体に対し、以下のとおり要請を行っています。

- ①これから都道府県(国保連合会)に申請を行う施設・事業所等については、年内を目途に申請いただくこと
- ②既に都道府県(国保連合会)から慰労金の交付(振込)を受けた施設・事業所等については、速やかに職員(派遣労働者、業務委託を受けて働く従業員を含む)に慰労金を振り込むこと

本ご案内においても既報のとおり、地域包括支援センター職員および居宅介護支援事業所の職員については、本事業の対象とされています。対象職員に対し、速やかな慰労金の支給が行われますよう、ご協力をお願いいたします。

厚生労働省「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

情報提供・ご案内

Ⅶ. 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part3

コロナ禍におけるつながりを絶やさないための居場所づくりの展開(令和2年12月14日)

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人が互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、これまで、これからの地域の居場所づくりについて話し合い、工夫して継続したり、新たなかたちで再開する動きもあります。

については、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、コロナ禍においてつながりを絶やさないための居場所づくりの取り組みを実施する団体から、実践の工夫をうかがい、参加者同士の意見交換ができるオンラインサロンを開催します。

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part3

【テーマ】「コロナ禍におけるつながりを絶やさないための居場所づくりの展開」

【実施日時】令和2年12月14日（月）14：00～15：45

【実施方法】zoom ミーティング

【参加対象】社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPO など

【参加定員】200名（定員）

【参加費】無料

【申込方法】〔申込URL〕 <https://ux.nu/mheUg>

【申込期限】令和2年12月7日（月）※定員になり次第、申込を締め切ります。

【主な内容】

(1) 事例報告①「変化を楽しむ新たな居場所づくり等の展開へ」

〔報告者〕静岡県・たすけあい遠州 稲葉 ゆり子さん

(参考URL) <https://is.gd/Aml1mh>

(2) 事例報告②「弥生オンラインお茶会に取り組んだ一市民の挑戦」

〔報告者〕東京都・東久留米市弥生地区住民 沖原 寧子さん

(参考URL) <https://is.gd/g1sax5>

(3) コメンテーターからの意見や感想

〔コメンテーター〕公益財団法人さわやか福祉財団

(4) ブレイクアウトセッション

※zoom上で小グループをつくり、現在の問題意識や取り組み、質問したいことを共有。

(5) 全体共有

※各グループの事例についての質問をチャットで共有し、事例提供者やコメンテーターからアドバイス。

【問い合わせ先】全国社会福祉協議会・地域福祉部

TEL. 03-3581-4656 FAX. 03-3581-7858

未来の豊かなつながりアクション オンラインサロン part3 の開催案内

<https://tunagari->

<https://tunagari-action.jp/onlinesalon/%e3%82%aa%e3%83%b3%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%82%b5%e3%83%ad%e3%83%b3part3%e3%81%ae%e9%96%8b%e5%82%ac%e6%a1%88%e5%86%85/>

Ⅷ. 全社協「令和2年度福祉ビジョン21世紀セミナー ～ウィズコロナ時代の社会福祉を展望する～」開催のご案内

新型コロナウイルスの世界的拡大により、社会には多くの制約がもたらされ、生活のあり様が大きく変わることとなりました。コロナ禍において、生活困窮者の増大など、福祉ニーズはよりいっそう高まり、顕在化しているとともに、エッセンシャルワークである福祉の仕事の重要性が再認識される機会になっています。

そこで、全国社会福祉協議会では、「福祉ビジョン 2020」のめざしているものを概説するとともに、「ウィズコロナ時代」の社会・社会福祉のあり様について考察することを目的に、「令和2年度 福祉ビジョン 21世紀セミナー」を期間限定の動画配信にて開催することといたしました。

令和2年度福祉ビジョン21世紀セミナー～ウィズコロナ時代の社会福祉を展望する～

【動画配信期間】令和2年12月21日（月）～令和3年1月29日（金）

【内 容】

- <基調講演> 『全社協 福祉ビジョン 2020』と社会福祉の展望
全国社会福祉協議会副会長 古都 賢一
- <講演1> 「コロナ禍からみえる社会保障の役割と展望」
早稲田大学法学学術院 教授 菊池 馨実 氏
- <講演2> 「ウィズコロナ時代の新たな都市と地方の役割」
京都大学 教授 広井 良典 氏
- <講演3> 「コロナ禍における子どもの愛着形成」
東京大学 教授 遠藤 利彦 氏

【参加対象】

- ① 社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員
- ② 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会役員・幹部職員
- ③ 社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、学識経験者
- ④ 都道府県・指定都市・市区町村行政幹部職員

【参加費】2,000円（1名につき）

【申込方法】〔申込URL〕<https://secure.try-sky.com/visionseminar/>

【申込期限】令和2年12月11日（金）

【問い合わせ先】

全国社会福祉協議会・政策企画部（担当：今井（凜）、内田）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL:03-3581-7889 FAX:03-3580-5721 E-mail:z-seisaku@shakyo.or.jp